



令和3年12月20日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市教育委員会
教育長 小西 友



回 答 書

令和3年11月29日付けで提出された質問状につきまして、下記の通り回答いたします。

(1) 香芝市立小学校における身体虚弱の状態が継続する児童に対し、専門的知識を有する教員の加配の必要について

小学校名については、個人情報の特定につながる恐れがあり、教育委員会は質問の題名に対する事案に関し既知と思われるので、この質問において固有名詞については明記することを控えるが、児童の状態を鑑みた場合、速やかな措置を必要と思われることから、以下の質問に教育委員会の事務について示されたい。

① 学校教育法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度について、法施行令第22条の3の区分「病弱者」、障害の程度「二. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの」に該当することから、小学校は「病弱ベッド」を設置し、その事象に対し配慮を行い適切な措置を講じていると伺うが、それは事実か。

【回答】

「病弱ベッド」は1学期終盤に学校で設置し、児童に対応してきた事実がございます。

② 「①」の質問で、適切に措置が行われていると思慮するが、それらの加配について専門的知識を有する教員（以下、「加配」と呼ぶ。）が必要とされるが、香芝市教育委員会では、県教育委員会は、速やかに加配が行われる予定であるのか。

【回答】

市教育委員会からは、障害種別の変更の必要性が生じたため、県教育委員会に学級編制の届け出の手続きを行っているところでございます。

県教育委員会が届け出について確認し、障害種別の変更が妥当であると助言した場合、その助言を踏まえて、市教育委員会が学級編制の変更を最終的決定します。その上で県教育委員会から病弱学級に係る教職員の配置が行われることとなります。



- ③ 「二. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの」との認定権者は、県教育委員会または市教育委員会のいずれか。

【回答】

認定権は市教育委員会にございます。

- ④ 「③」の認定に係る事務手続履践の方法を具体的に示されたい。

【回答】

市教育委員会は、保護者、学校から意見を聴取し、障害種別の変更について認定が必要な場合関係書類を市の就学指導委員会に提出し、審議を受けます。

審議結果により障害種別の変更が生じた場合は、県教育委員会に学級編制の届け出を行います。

県教育委員会は県域での特別支援学級の状況について一定の水準を保つため、県教育委員会が市教育委員会から提出された学級編制の変更に係る届け出について確認を行い、市教育委員会に助言を行います。

その助言を踏まえて、市教育委員会が当該児童に係る学級編制の変更の是非について最終的に決定することになります。

- ⑤ 「二. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの」に対する加配は、県教育委員会の事務権限であるが、法の規定による措置に関し、それは義務的な事務と解するが、市教育委員会の見解はどうかか。

【回答】

県教育委員会の確認の結果、障害種別の変更が妥当であると助言を受けた場合、法の規定により、県費負担教職員が配置されることから、県教育委員会の義務的な事務になると解します。

- ⑥ 弊職の調査によると、県教育委員会の担当は、「入学当時に知的に係る申請であったので、今更「病弱」扱いはできない。」旨の回答を行ったと聞き及ぶが、それは事実か。

【回答】

一部、事実とは異なります。

- ⑦ 「⑥」の質問に関し、市教育委員会が不知ならば、大事件に発展する恐れがあることから、直ちに事実事項について、その協議にあたった教員から事情を聴取し、県教育委員会に事実確認と根拠確認及びその公表が必要だが、市教育委員会の見解を示されたい。

【回答】

学級編制の変更の届け出前に、障害種別を変更すること（知的から病弱）について、市教育委員会担当者が県教育委員会担当者から受けていた説明は次のとおりです。

「当初の知的学級への入級は、市教育委員会が市の就学指導委員会の協議結果を受けて提出したものに基いている。病状が重くなったとしても、当該児童の知的に係る状況は変わらず、指導内

容については引き続いて知的に係るものになると考えられるため、年度途中で病弱に係る指導内容に変更されることは考えにくい。そのため、関連機関と連携を取りながら、病状に応じた知的に係る個別の指導計画を立てていくことが必要と考えられるので、一般的に最初の学級編制が変わることは難しい。

病弱学級への障害種別の変更を行うためには、対象児童が受ける教育課程について、知的の教育課程ではなく病弱の教育課程と明らかに異なる計画が立てられ、それに伴う指導が行われる状況にあることが必要である。」

11月26日(金)に県教育委員会から学級編制の変更理由が十分なものでないと連絡を受けて、改めて11月29日(月)に市教育委員会から県教育委員会へ連絡した際に、提出書類では、病弱に係る指導計画について示し切れていなかったことを確認したことから、精査検討の上、県教育委員会へ再度指導計画等を提出したい旨を申し入れていたところです。

今回、改めて県教育委員会の担当者に質問「⑥」について確認したところ、校長が県教育委員会に直接確認を行った際、上記の趣旨を前提とした説明であります、「(変更は)一般的にはありません。」と発言しており、変更は無理だと受け取られた可能性はあると回答を受けています。

学校側に誤解を生じたことは、市教育委員会が県教育委員会からの説明を校長及び担当者に十分に伝えきれていなかったことが原因であると解しています。

- ⑧ 「⑦」の調査や確認に時間を要する場合、学校では「病弱ベッド」まで購入し、適切な措置に努めることから、速やかな加配は、児童の生命身体保護にも関する事務に該当するが、県教育委員会が不適切な事務履践を行っていることが事実ならば、それはそれで問題だが、児童の保護または支援とは分離して思慮すべき事案であると考え。弊職の調査によると、現在では専門人員でない支援員がその担当に当たっており、適切でない配置と考えられ、直ちに是正が必要であると考え、県教育委員会の遅滞する事務執行が行われるのであれば、市教委としては単費による加配を行う考えはあるか、その見解を示されたい。

【回答】

学校に確認したところ、特別支援教育支援員と当該児童が1対1になっている場面があったため、是正するよう指導したところです。

なお、市費単費の教員加配については、講師候補者が不足していることから容易ではない状況でございます。

- ⑨ 最後に、市教育委員会の「二. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの」及び特別支援教室の環境整備への措置について、総括的に今後の方針を示されたい。

【回答】

当該児童の状況を鑑みた障害種別の変更に伴う適切な指導計画等を含めた学校編制の変更と当該校の教職員の指導体制の現状について資料を作成の上、早急に再度、県教育委員会へ確認を求めていきます。

また、市内各校における特別支援教育にかかる人員の充実と学びの場である特別支援教室等の整備を進めてまいりたいと考えています。

(2)学校給食について

数年前から、学校給食の事務執行について多くの疑義が発生し、その都度是正に努めてきたが、未だにその解明が出来ていない事案もある。これらは入札に関わる妨害とも受け取れるものもあり、公共の福祉増進に対し放置できる問題ではない。また、幾度も指摘しても改善されない事由はなにか。その理由も含めて以下の質問に答えられたい。

- ① 中学校給食に関して、市民からの意見も提出されているが、豚肉の入札で納入される物資に関し、なぜ、公設市場から発出される「と畜証明書」の提出がなされていないのか。詳細にその事由を示されたい。

【回答】

学校給食用物資購入仕様書において、豚肉については、

1. 奈良県産100%[もも60%、うで40%]とする。
2. スライス4cmカット、1.5mm厚とする。
3. 一度も冷凍処理をしていないものとする。
4. 納品時、産地が証明できる書類を提出し、品質の安全が確認できること。
5. と畜日の翌日から起算（と畜日は0とする）してから給食提供まで17日以内とし、品質に問題がないものとする。
6. 各提出書類を明記すること。
と表記しております。
6. の提出書類については、現在、提出いただいているのは「豚肉使用報告書」で項目は、給食使用日、納品数量、使用加工数量、個体購入数量、と畜日、備考となっておりますことから、「と畜証明書」は求めておりません。

- ② 「①」の質問に関連し、公設市場からの「と畜証明書」なしに、香芝市で厳格に行われる規格で、解体後の日数をどの様にして確認を行うのか。その原理的証明を示されたい。

【回答】

契約業者が提出する「豚肉使用報告書」に記載されている「と畜日」を0日として、解体後の日数を確認しております。

今後につきましては、販売証明書、ヤマトポークの証等の根拠書類を求めるように改めます。

- ③ 「①」、「②」の指摘は、過去幾度なく市民から指摘をされていた。それに関し、なぜ現在に至るまで改善がなされていないのか。その原因等を詳細に示されたい。

【回答】

①②によって記載されている、と畜日に疑義が生じなかったこと、納入物品に支障がなかったことによって、問題なく運用できていると考えております。

- ④ 本年11月25日に行われた小学校給食の物資入札に関し、開札後に予定価格の公表が適切に行われた。然しながら、過去においては再三な指摘、質問提出にも関わらず、市教育委員会は、予定価格の公表を行わなかった。予定価格とは、その落札に係る条件設定であり、行政執行機関はその条件を落札後に示す義務がある。その旨は、入札に係る質問においても問合せが存在したが、それは解釈不能な回答を繰り返すものであった。

然しながら、上記した公表は法理に従ったものであり、過去は違法行為であることが示唆できる。これらは、入札に関する妨害とも受け取られ、市教育委員会としては、それを証明する義務がある。その解釈を示されたい。

【回答】

物品・役務等については、同種の契約が多く存在し、予定価格を事後公表することは、これまで以降の入札の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しておりませんでした。

しかしながら、予定価格を事後公表することは、入札参加者及び市民に対して、入札を適正に執行していることの説明責任として必要であることから、令和3年4月以降の入札より、予定価格を類推されるおそれがない場合においては、公表しております。

今後も、適正な入札並びに契約を行うための公表につきましては、所管課と協議し適正に行ってまいります。

- ⑤ 「④」の質問に関連し過去の入札では、予定価格（上限価格）を上回ったことから失格にされた事案がある。その時において、予定価格の公表を市民が求めたが、意味不明な回答により拒否され続けた記録がある。落札に関し予定価格の設定により不落とされた場合、その証明は市教育委員会に存することは言わずもがなである。しかし、その公表を拒否続けた行為は、入札妨害とも受け取れる行為であり、市教育委員会はそれを証明する義務がある。そこで、牛肉または豚肉の入札の開始以降全ての予定価格を明らかにし、その予定価格に関する適正性を市民に公表する義務もある。ちなみに過去の予定価格により不落にされた予定価格は、周辺地域の価格を調査したところ、通常一般に取引されている価格であり、市教育委員会が設定した予定価格の適正性もなく、入札妨害とも受け取られる行為である。当然に今回の入札において予定価格を直ちに公表されたことから、過去の証明も当然に示さなければならない。よって、入札制度を導入以降の全ての予定価格とその算定根拠を示されたい。

【回答】

令和元年6月、7月分から現在までの予定価格につきましては、別紙添付しております。

積算根拠につきましては、取引実績、市場価格等を考慮し算出しております。

- ⑥ 小学校給食の物資納入において、市教育委員会が定める規定では、物資納入後に不適切な物資の場合、交換とされる。然しながら弊職の調査では、納入業者によっては返品とされているケースが発覚している。これらの行為は、給食物資納入に係る方針の安定性を欠くものであり、指定している物資の規格も遵守できない恐れもある。論理として、正当な理由なく返品を受け付ければ、その納入物資の量は減じるのであり、子ども達に供給する計画を乱す行為であることは明らかである。そこで、過去5年から現在に至るまでにおいて、給食納入物資に関し、返品を受け付けた件数とその理由を示されたい。

【回答】

交換品の納品時間後から給食提供時間までの時間と、調理に要する作業時間を考え、交換品を調理することは厳しいと判断したもの等での返品となります。

過去の返品事例は、平成30年度以降7件。

理由といたしましては、調理作業等において、異物や傷みがあり、再度納品する場合、給食開始時間に提供することが、困難であると判断したときに返品しております。

- ⑦ 学校給食の入札に関し、なぜ3ヶ月をベースに行われているか。納入物資は概ねが生成食品であり、その都度の価格は大きく変動する場合もある。事務効率化による入札の期間の設定は合理性も理解できる所ではあるが、指摘部分は、天候やその他事由により価格が大幅に高騰した場合には、給食物資納入者の損失は尋常ではない。そのことから、その対等の立場からその補填をすべく学校給食基金も設置されたのである。然しながら、過去一度もその適用はされず、その他、契約書に規定される「その都度協議する」も適正に行われておらず、これらは明らかに優越的地位の乱用に該当する恐れもある。市教育委員会として、対等の立場にある落札業者に対し、正当な理由による価格高騰に対する損失をどの様に考えているのか。その見解と今後の方針を明確に示されたい。

【回答】

過去の見積価格において季節変動が野菜のように見受けられなかったため、現在の期間で入札をしております。

入札を行って以後、大きな価格変動が見られないこともありますが、昨今天候のみではなく、社会情勢においても急激に価格変動が起こる状況であることを鑑み、次年度以降は、入札方法について再度見直しを行います。

災害等正当な理由における価格高騰による損失については、給食物資納入者とその都度協議を行い、対応しております。

また、学校給食基金につきましては、香芝市学校給食運営調整基金条例の第6条に規定しております「食材料の著しい価格変動等により、給食材料の購入費の財源が不足した場合及び不足する見込みのある場合」に該当するときに、適用いたします。

- ⑧ 中学校給食における納入物資の検品についての疑義についてお聞きする。中学校給食では、業者から納入される物資に対しオープンでないことが指摘される。また弊職の調査では、公設市場における規格にない箱が目撃され、それが事実ならば、規格を定めている目的すら崩壊することになる。入札には競争性、経済性などその他要件が定められるが、上記した事由であれば入札妨害の恐れもある。検品などは、その他業者の希望があればオープンに行うことは当然であり、それを行わない事由は見当たらない。そこで、多くの疑義を聞くことから、市教育委員会の中学校給食の納入物資に関する適正な方針について見解を示されたい。

【回答】

中学校給食センターは令和3年8月末日をもって、稼働より5年が経過いたしました。ご質問の検品については、原則委託業者が行っておりますが、適宜職員も立ち会っております。職員が立ち会えない場合は、衛生上等に問題がある物が納品されたら、速やかに事務所に連絡することとしており、調理に支障がでるような状況であれば、納入業者へ対応を指示しております。

次に「規格にない箱が目撃され」とのことですが、端数を箱詰めする際に量に見合う別種の空き箱などが使われていたことがありましたが、その都度、業者に注意をしていることから、現在は無いと確認しております。

検品については、衛生上の問題から、納入物品の納入業者以外は立ち入らないことが原則であることから、オープンにする必要性はないと考えます。

- ⑨ 最後に、上記した質問も含め、過去において様々な指摘がされてきた。然しながらその是正には時間を有し、通常ならば短期間で是正できるものも多く含まれるが、一般常識から考えて、なぜ大幅に超過する時間を要するのか。その詳細な事由を示されたい。

【回答】

今後において、是正や改善するときには、可能な限り短期間で迅速に行ってまいります。

(3)香芝市立保育所の環境整備推進について

香芝市立保育所の施設老朽化が著しく、視察もさせて戴いたが雨漏りやトイレの劣化、そのた施設の補修環境は著しく悪いと言わざるを得ない。市教育委員会の見解に寄れば、出来る限り早急に対応したいとの担当の意見は聞くが、それならその計画を具体的に定め、5年以上の計画である場合は、議会の議決に付するべきである。計画策定とは、行政執行のメルクマールでもあり、市民がそれに参加する権利も有する。またその市民の代表者である議員の参加権は否定できるものではない。これらの事由から、速やかに保育所環境適正化計画（仮称）を策定し、働き方改革や少子化問題への取組として、市教育委員会は市民にその方針を示す責務がある。そこで、市教育委員会では、保育所の環境の適正化に対し計画を策定し、それを市民に公表する考えはあるか、示されたい。

【回答】

香芝市立保育所の施設整備につきましては、香芝市公共施設等総合管理計画に基づく、香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）を令和2年3月に策定しております。現在、香芝市公共施設等総合管理計画の見直しに伴い個別計画の見直しを行っております。計画の見直しが出来ましたら速やかに公表してまいります。また、早期に香芝市立保育所の環境整備が進むようこれからも鋭意努力してまいります。

(4)生涯学習計画について

現在、生涯学習計画の策定が進められている。生涯学習とは、学校教育と並び双方を軸として香芝市の教育が推進されるものである。しかし過去を振り返ると、素晴らしい計画が策定されているにも拘らず、その実効性が残念ながら有効でなかったと指摘できる。その一番の理由としては、事務執行が形骸化し、公共施策本来の目的を見失っているところにあると示唆できる。教育とは、万民が平等に受けることが目的であり、施設の稼働率を目的とし内容が公共施設の目的から乖離しているところも見受けられる。教育を受ける機会の均等性を含め、教育格差の是正も公共の目的である。それを全て収益のみで目的を作るなど愚の骨頂であるとすら感じる。それは文化活動の推進などにも言えることである。そこで市教育委員会にお聞きする。市教育委員会が目指す生涯学習の本旨及び今後目指す公共が取組む目的とは何か、具体的に示されたい。

【回答】

現在策定作業を行っている第3次生涯学習推進基本計画においては、基本理念を「学び合いがむぐ、誰もが輝くまち香芝（案）」として、ライフステージや多様性にとらわれず、学びを通して、誰もが生きがいをもち、輝けるまち・香芝を目指します。

そして、その理念を実行にうつすために、3つの目標を定めています。

一つ目は「みんなが学べるまち」としており、誰もが学ぶことのできる機会の創出を目指します。具体的には、多様性や各ライフステージに対応した学習環境づくりとして、リカレント教育の推進や、障がいのある方、子育て世代、シニア世代など多様なニーズに対応した学習環境の充実を進めていくものです。

二つ目は「学びでつながり活かすまち」としており、学びによって得られた成果を活かすことのできるまちを目指します。具体的には、学びによって得られた成果を地域に還元し活かすこと、例えば安心・安全なまちづくりや、学校と地域のかたが連携・協働したより良い学校づくり、地域づくりを進めていくことなど、学び合いによってより良いまちにしていくことを進めていくものです。

三つ目は「みんなで学びをすすめるまち」としており、学びの場・体制作りの充実を目指します。具体的には、生涯学習施設及び、学習の推進に向けた市民と行政の連携体制を充実、また電子媒体なども含めた学習の情報発信を進めていくものです。

こうした具体的取組につきましては、現在、教育委員会の附属機関であります、生涯学習推進基本計画策定委員会にて協議し、策定を進めていただいております。

(5)図書館の残業数、労務管理について

この度、12月定例会の議案として補正予算（予定）が議会運営委員会に提出されている。その中において、残業未払事件に関し、新聞の報道では図書館の残業未払が突出している。その検証には、ただ未申請であったなどの問題ではなく、事実上の業務配分の問題や、上司による労務管理の杜撰さが浮かび上がる。この事件発覚により、市教育委員会としては、今後どのような仕事の配分及び労務管理に努める方針であるのか。その具体的な反省と今後の方針を示されたい。

【回答】

図書館の残業未払いが突出している件につきましては、一部の職員に業務が集中しているとの認識がありながらも改善ができず、更に時間外勤務の申請と退庁時刻の状況を正しく把握できていなかったと反省しております。

令和2年度は、職員の職責や適性に応じた業務配分が難しくなったことに加え、コロナ対策で業務が増加し、一部の職員に業務が集中してしまいました。

今後の対策としましては、時間外勤務の事前申請と管理職による事後確認の徹底に加え、業務を再度精査した上で適切な業務配分を行い、必要な業務については工程を再確認の上、課内で業務分担できる体制を整えます。そして、課全体の業務量のバランスを図り、時間外勤務の削減につなげたいと考えております。

(6) 保育所の残業未払について

保育所の職場環境や任用問題については、過去の香芝市職員採用及び人事に関する調査特別委員会において、多くの検証とその是正が行われた。然しながら、今回発覚した香芝市の残業未払事件では、保育所に関しても多くの残業未払いが見受けられる。これらは、香芝市議会において、多大な検証が行われ、その是正も行政から約束されたが、それが反故にされていた証拠ではないか。これらの理由から、以下の質問に見解を示されたい。

- ① 保育所の管理責任者である所長の労務管理に不適正はどのようなものがあったか。各園に分けて具体的に示されたい。

【回答】

全所長が、超過勤務開始1時間後、時間単位でしか申請できないと認識しており、その事が労務管理の不適正となり、今回の残業未払いになっていると考えております。故意的ではなく、認識不足が今回の事につながっていると考えております。

- ② 人事マネジメントにおいて、人事評価が用いられるが、保育所の人事管理については、所長の労務管理適正化について、今後の評価指針を示されたい。

【回答】

現行の人事評価（能力評価シート）、評価項目6に「協調性・育成力（指導・人材育成）」の着眼点として、「部下の労働環境や健康面へ気配り、働きやすい職場作りに努めている。」とあります。評価する時に着眼点の項目を増やして評価をする方法にするのか、新たに人事評価中に労務管理の項目を設け、適正に超過勤務の管理、有給休暇の取得、働きやすい環境づくり等を適正に行っている事を評価する項目を追加する方法にするのかは、人事課とも協議を行い進めていきたいと考えております。

- ③ 過去の香芝市職員採用及び人事に関する調査特別委員会においては、備品及び消耗品の職員自己負担についても審査がなされ、適正な制度に改めることとなった。しかし本年度初旬においては、未だに自己負担も見受けられ、改善が大幅に後退している印象を持った。その後、改善に努められ是正はなされていると解するが、今後、担当が変わっても誤認した労務管理が行われないように、懲戒処分も含めた指針の策定が求められるが、その見解を示されたい。

【回答】

全職員に備品や消耗品等で、保育教材として使用するものは、個人で負担するものではなく、公費で購入すべきものであるという認識を持って貰うように周知してまいります。また、労務管理について指針を作成したいと考えております。

- ④ 過去の香芝市職員採用及び人事に関する調査特別委員会においては、保育士における残業として、お持ち帰りの家庭内残業についても審議された。然し弊職の調査では、未だにお持ち帰り残業はあり、その残業についても正当に行える環境整備がなされていない。これも所長における労務管理に属するが、現在では具体的にどのような方法において、労務管理が行われているのか。また調査では、非常に申請しにくい環境が存在するとの意見もある。よって、これも外形的基準を設け、どの管理者においても適正な労務管理を可能とする規則または指針など制定する責務があると考え、市教育委員会の今後における取組について、明快な見解を示されたい。

【回答】

現状は、事前に各保育所で独自の申請用紙を作成しており、超過勤務を行う場合は、その用紙に記入をし、業務を行います。また、保護者対応等で急遽時間外勤務を行った場合は、事後で報告し、申請する形になります。すべての職員が、時間外勤務を申請しやすい環境を整え、様式等、管理者として確認事項をまとめた指針を作成したいと考えております。

以上